

ふれあい学習推進事業実施要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」をはぐくみながら、家庭と地域の教育力の向上を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動（以下「ふれあい学習」という。）を推進する。

(事業)

第2条 ふれあい学習を推進するため、次の事業を実施する。

- 1 ふれあい学習の基本方針に関すること
- 2 ふれあい学習に係る調査・研究に関すること
- 3 ふれあい学習の普及・啓発に関すること
- 4 ふれあい学習の推進に関すること
- 5 ふれあい学習に係る研修に関すること
- 6 ふれあい学習を推進する指導者の支援に関すること

(組織)

第3条 ふれあい学習の基本方針について協議するため、ふれあい学習推進委員会を設置する。

(会議)

第4条 ふれあい学習を推進し、地域での実践を図るため、次の会議を開催する。

- 1 ふれあい学習推進会議
- 2 その他必要に応じた会議

(研修)

第5条 ふれあい学習を推進するため、次の研修を実施する。

- 1 学校と地域の連携推進セミナー
- 2 ふれあい学習ネットワーク
- 3 その他必要に応じた研修

第2章 ふれあい学習推進委員会

(任務)

第6条 ふれあい学習推進委員会（以下、「推進委員会」という。）は、ふれあい学習の現状を調査し、推進方策を研究するため、次に掲げる事項を行う。

- 1 ふれあい学習の全県的な推進に関する企画、立案、評価等
- 2 その他ふれあい学習の推進に関わる資料作成等

(組織)

第7条 推進委員会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会教育長が委嘱（任命）する。

- 1 学識経験者
- 2 県教育委員会事務局関係各課・所職員
- 3 市町教育委員会事務局職員
- 4 公立学校職員
- 5 生涯学習・社会教育団体関係者等
- 6 その他教育長が必要と認めた者

2 委員長1名、副委員長1名は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会議を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代行する。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱した日からその年度の末日までとし、再任することができる。

(招集)

第9条 推進委員会は、栃木県教育委員会教育長が招集する。

- 2 教育長は、第7条第1項に規定する委員会のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 推進委員会の事務局は、栃木県教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(その他)

第11条 推進委員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、栃木県教育委員会教育長が招集する。
- 3 専門部会については、別に定める。

第3章 学校と地域の連携推進セミナー

(研修)

- 第12条 学校支援ボランティア活動関係者、地域で子どもをはぐくむ活動指導者、子どもの育成に係るボランティア・団体関係者、教職員等様々な地域の教育活動に携わる関係者等を対象に、栃木県総合教育センターにおいて、指導力向上のための学校と地域の連携推進セミナー（以下「指導者研修」という。）を行う。
- 2 指導者研修の参加者は、市町からの推薦及び一般公募によることとし、計画的な指導者養成を図る。

第4章 ふれあい学習推進会議

(設置)

- 第13条 市町におけるふれあい学習を推進するため、各教育事務所にふれあい学習推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(任務)

- 第14条 推進会議は、次に掲げる事項を行う。
- 1 管内におけるふれあい学習の普及・啓発に関すること
 - 2 管内におけるふれあい学習の推進に関すること
 - 3 その他ふれあい学習の推進に関すること

(組織)

- 第15条 推進会議構成員は、次の各号の者のうちから、各教育事務所長が選出する。
- 1 学識経験者
 - 2 公立小・中学校、義務教育学校及び、県立学校に籍を置く社会教育主事有資格者
 - 3 社会教育関係者及び地域で活動する団体・グループ・企業等の関係者
 - 4 市町教育委員会事務局職員
 - 5 その他教育事務所長が必要と認めた者
- 2 会議は、教育事務所長が主宰する。
- 3 推進会議の事務局は、各教育事務所ふれあい学習課に置く。

(任期)

- 第16条 構成員の任期は、選出を受けた日からその年度内とし、再任することができる。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第5章 ふれあい学習ネットワーク

(ふれあい学習ネットワーク)

- 第18条 学校教育関係者、社会教育関係者及び地域で活動する団体・グループ等の関係者が、ふれあい学習の推進に係る共通理解を図り、実践するための情報交換、課題の解決等を目指し、各教育事務所においてふれあい学習ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を開催する。
- 2 ネットワークは、次の各号の者のうちから、必要に応じて各教育事務所長が参加を依頼する。
- 1 県・市町教育委員会事務局・教育機関の職員
 - 2 公立学校職員
 - 3 活動する団体・グループ等の関係者
 - 4 その他教育事務所長が必要と認めた者

第6章 地域コーディネーター養成事業

(地域コーディネーター養成事業)

- 第19条 ボランティアが、学習の成果を生かした教育支援活動に参加しやすい環境をつくるため、各教育事務所、市町においてボランティアと学校や地域の教育団体・グループ等要請のある受け入れ側との連絡調整を行う地域コーディネーター養成事業（以下「養成事業」という。）を行う。
- 2 養成事業の参加者は、市町からの推薦及び一般公募によることとし、計画的な養成を図る。

(その他)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

- この要綱は、平成13年4月18日から適用する。
- この要綱は、平成16年5月26日から適用する。
- この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成18年5月8日から適用する。
- この要綱は、平成20年4月16日から適用する。
- この要綱は、平成21年4月17日から適用する。
- この要綱は、平成23年4月5日から適用する。
- この要綱は、平成24年4月4日から適用する。
- この要綱は、平成25年4月2日から適用する。
- この要綱は、平成27年4月13日から適用する。
- この要綱は、平成29年4月11日から適用する。
- この要綱は、平成31年3月4日から適用する。
- この要綱は、令和3年4月1日から適用する。